ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８８６　アコチアミド塩酸塩水和物錠の算定について③

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

次の傷病名が併存する場合の機能性ディスペプシアに対するアコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の算定は、原則として認められる。

⑴　胃十二指腸潰瘍瘢痕
⑵　逆流性食道炎
⑶　胃下垂
⑷　胃アトニー

○　取扱いを作成した根拠等

機能性ディスペプシア（以下、「ＦＤ」という。）は「症状の原因となる器質的、全身性、代謝性疾患がないのにもかかわらず、慢性的に心窩部痛や胃もたれなどの心窩部を中心とする腹部症状を呈する疾患」とされている。

胃十二指腸潰瘍瘢痕は、潰瘍が治癒し瘢痕化した状態であるが、慢性的に胃もたれや腹部膨満などの腹部症状を来すことがある。

逆流性食道炎は、胃酸など胃内容物の食道への逆流による症状（胸やけ、呑酸）を呈し、ＦＤとは別疾患とされるが、関連学会においてＦＤとの併存及び合併がよくみられると報告されている。

胃下垂は、胃が正常の位置よりも垂れ下がっている状態であり、胃アトニーは、胃壁の緊張、胃蠕動低下をきたし、胃もたれ、膨満感などの症状を呈する。

これらの傷病名は、胃の器質的疾患と判断することが難しい。

以上のことから、傷病名⑴から⑷が併存する場合のＦＤに対するＦＤ治療剤・アコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の算定は原則として認められると判断した。